

広報 三の之

近所に目印になるような大きな木
があるっていいですね。
それは、ずっと昔から地域の移
り変わりを映映てきた木でもあり
ます。

南山田・川東地区の夏の屋下がり

2003 8 月号 No. 567 <http://www.town.kokonoe.oita.jp/>

住民が主役の合併でなければ、まちづくりは始まらない～特集・タウンミーティング



住民が主役の合併でなければ、まちづくりは始まらない

市町村合併を考える タウンミーティングを開催

7月14日から22日、「市町村合併を考えるタウンミーティング」が地区ごとに行われました。今回は、「玖珠町との法定協議会へ移行」するが「広域的合併の可能性も引き続き探る」町長の考えをめぐり意見交換を行いました。

法定協議会移行については、特に異論がなかったものの、合併の規模を巡っては、「玖珠町との2町合併」よりも「広域的合併」を支持する意見が多く、玖珠町との意見の相違を心配する声も続出。合併そのものを疑問視する意見も聞かれました。

その一方、「新市町村建設計画などに住民の意見をしっかりと反映してほしい」、「そのため十分な情報提供をしてほしい」という意見も各地で出ており、新市町村のまちづくりに対する期待も何われました。

また、「合併のための合併」ではなく、「まちづくりのための合併」をめざし、合併特例法の期限（平成17年3月）にとらわれず、じっくりと議論してほしいという声が大勢を占めました。



次のページからタウンミーティングの際に住民のみなさんよりいただいた意見をまとめました。スペース都合上すべてを掲載できなかったこと、重複があった意見及び回答については、こちらで整理させていただきます。あらかじめご了承ください。

市町村合併は新たなまちづくりのスタート

タウンミーティングでの町長説明の要旨



タウンミーティングは、町長からの説明があり、その後意見交換に入る形でした。

町長の説明の要旨は次のとおりです。

と、近い将来また合併という話が出てきます。合併は大変なエネルギーを要します。九重町も合併してやがて50年。やっと旧4町村がひとつになってきました。このままいけば、新市町村がひとつにならないうちにまた合併ということにもなりかねません。

しっかりした基軸を玖珠町と作るために

合併は、まちづくりの手段ですから、夢が揺れるようなものをめざすべきです。

法定協議会に移行するに伴い、「広域的合併」の旗はおろしません。これが民意であるし、可能性は消えてないからです。

では、玖珠町となぜ法定協議会を設置しようとするのでしょうか。

私たちは「玖珠町との2町を基軸に」広域的合併を主張してきました。

「基軸」ということは、これがなければ広域的合併もない、ということです。玖珠町としっかりした基軸を作るため、話し合いの場をもとめ、法定協議会に移行します。

私は、広域的合併の可否（及び玖珠町との2町合併の是非）を含めて、玖珠町との話し合いに入り、基軸を完成させていきたいと考えています。

住民が主役の合併でなければ、まちづくりは始まらない

合併は目的ではなく、手段です。合併したからといって何もかもが解決するわけではありません。新市町村建設計画などを通じてどんなまちづくりをしていくのか、行政の仕組みをどう変えていくかなどを考えていきます。

行政のための合併ではなく、住民のための、住民による合併ができたとき、新たなまちづくりが始まります。

時代に対応したまちづくりの必要性

地方分権が進み、これからのまちづくりは、自己決定・自己責任・自己負担の時代になっていきます。あわせて、地域間競争も激しくなり、人員体制を整えていかなければなりません。50年前とは地域社会も様変わりしており、情報化も進んでいます。少子高齢化にも対応しなければなりません。町を大きくして、時代に対応した新しいまちづくりをしていこうというのが、市町村合併です。

合併は目的でなく手段

私たちが頭に置かなければならないのは、「合併は目的でなく手段」ということです。合併して目標が達成されるのではなく、新たなまちづくりのスタートです。そのことを考えると、単なる数合わせでなく、50年先・100年先のことを見据えた合併であるべきと思うのです。そのため広域的合併を主張してきました。私たちは、これからの自治体のあり方を研究してきましたが、有識者などの話を総合すると、国は将来、10万人規模の自治体再編をめざしているようです。行政コストという面でも、それくらい人口規模が一番良いのです。

町がひとつになるには時間がかかる

地方自治法を見ても市の要件は5万人です。今は合併特例法で3万人になっていますが、玖珠と合併しても、近いうちにその3万さえ割ってしまうでしょう。そうな

東飯田 7月14日

※かぎカッコ「」内が住民のみなさんの意見です。



東飯田小学校体育館で開催。一〇〇名が参加しました。

「任意合併協議会では、九重の考え（広域的合併）が受け入れられず平行線のままだったが、法定協議会に移したからといって、この考え方が受け入れられるか不安だ」

「広域的合併は、現実的でない。なぜ玖珠町との2町合併に抵抗するのか疑問。夢を実現するために玖珠と九重が手を組む時期だ」

「人口が増えて、活気があり、住民が安心して住めるまちづくりができるかが重要。公共料金や税金がどうなるかも知りたい。形（計画）があるなら見せてほしい」

回答 新市町村の建設計画の中で考えていくが、住民のみなさんと一緒に作っていききたい。

「合併のゴール（17年3月）が決まっているので、新市町村建設計画などを決める際、住民との意志疎通ができるのだろうか。一部の意見が結

局通ってしまうのでは。町民の意見をどういう風に反映するの不安がある」

回答 法定協議会を中心に建設計画を作っていくが、（協議会の）職員も充実していき、住民の意思を十分反映したいと考えている。

「住民本位の合併であってほしい。協議会も住民の意思をしっかりと反映した議決をしてほしい」

「子どもが立派に育つような環境を作ってほしい。現状を見ると、まちづくりを住民が議論するにもじっくりと考える時間を与えてもらっていない。このやり方は悲しい。法定協議会に民間人が入るとしても、計画を住民におろしたときは決まってしまうのではないのか。反対する余裕さえないのでは。住民の気持ちを反映するには時間が少なすぎる。そう言った意味では、住民側も議会を信用し、そこでしっかり議論してもらわなければとも思う」



南山田 7月15日



南山田小学校体育館で開催。90名が参加しました。

「広域的合併の旗は降ろしてもらいたくない。玖珠町に5万・10万のまちづくりをしたいというビジョンはないのか？玖珠はどういった意見を持っているのか」

「久住町や湯布院町と合併について話したことはあるのか」

回答 玖珠町は町民総意で2町合併と聞いている。もし、玖珠・九重ともこれまで主張したことを変えるときは、町民ともう一度話し合わなければならぬと考えている。

「玖珠町は、なぜ九重町との2町合併でなければいけないのか、理由を示してほしい。そして譲るべき所はお互いに譲って話を進めてほしい」

「九重町は、過去、財政危機に陥り、行政改革を進めてきた。このまま合併したら、今まで、がんばってきたまちづくりがムダになるのではないかと心配する。」

一方で、町民の合併に対する関心が薄いようである。ひとつには情報が少ないからだ。あきらめムードもでてきているのでは。

これではいけないので、わかる範囲のこととは全て公開してほしい。そして合併を考えるとときにはJA問題もはずせないのではない。議論が尽くされずに合併に滑り込んだのも問題だし、JAは組合員の問題としても町民に変わりないはず。JA



A問題も含めて合併については考えてもらいたい」

「広域的合併には賛成であるが、2町を基軸、という言葉が気になる。基軸以外の周辺町の住民からすると、自分たちは端か、ということになる。印象が悪くないのでは」

回答 基軸というのは、玖珠と九重は使ったはずせないという意味合いで使っているが、確かにそう言った誤解が生じるだろう。基軸という言葉の取り扱いについては考えていきたい。

「合併の話が決裂し、単独でいくシミュレーションはあるのか？国は合併を強制しているが、市町村がぶれば国もつぶれる。自分たちは一番後に合併するのだ、というような心構えを持ったまちづくりも必要なのではないか？」

回答 地方交付税制度などの国の制度が現行どおりなら、単独でいけるといって自信はある。しかし、国の制度も変わっている。まちづくりのために合併は必要でないかと考える。

野上 7月16日



野上小学校体育館で開議。一〇五名が参加しました。

「法定協議会で合併の是非も議論するのか」

回答 規約では合併の是非も議論することになっていて、しかし、基本的には合併をめざす方向。

「大きな方が効率的というのわかるが、もし合併せずに10年、20年、このままいった場合、九重町はどういった状態になるのか」

「法定協議会を設置した後、ほかの市町村から合併協議の申し入れがあったときはどうするか」

回答 玖珠の理解を求めて、新しい法定協議を作らなければならない。

「九重町のやり方で（単独で）生きていける方法はないのか。合併して大きくなると身動きがとれなくなるのではないのか。また2町合併だと綱引きになり、本場にまちづくりができるのか？もつとメリット・デメリットを出してもらわないと住民は判断しようがない。こういう形で説明されても意見が出ない」

回答 まちづくりビジョン（新市町村建設計画など）を作り、2、3回は住民に示すことになる。最後は（住民の代表である）議会ですっかり議論してもらい、議決で承認をもらうことになる（この間に住民の意見の反映ができるのではない）。確かに（しっかりと議論せず）ただ合併というのは良くない。

「問題は予算をどう有効に使うかだ。いらぬものを作り、将来にツケを回すことがあつてはならない。合併すると大きなお金がおりてくる

だろうが、必要なこと以外には使わず、マイナスイ面が残らないようにするべきだ。ただ国の示した方向性に乗るだけで、私たちの将来を決めて良いのだろうかとも思う」

「玖珠の方が人口も多く、お金をたくさん使うことになるのでは、それが住民税などではね返ってくるのでは、と心配している。住民投票の考えはないのか」

回答 例えば、議員数については小選挙区制をしくなどの方法を検討しないといけないかもしれない。住民投票については、できればしたくない。やっと旧4町村がひとつになったのに住民投票で町を二分するようなことは避けたい。

「新市町村建設計画を住民に説明する時に反対意見が出たら、持ち帰って協議してもらえないのか。単なる説明会（セレモニー）に終わるのではないのか」

「広域的合併の可能性は残っているとかが、ゼロに等しい状況ではないか。ゼロに等しい状況」ということを頭に入れて、法定協議会に臨むべきではないか。そして、まちづくりのスタート」として良いビジョンができることを期待したい」

回答 広域的合併の可能性が1%でも民意なのでおろすわけにはいかない。

「広域的合併の方向性を変更し、日田玖珠広域圏での合併を検討すべきでは。広域的合併の旗を降ろさないと、この方向性がいい」と思う」

回答 広域的合併の選択肢の中に日田玖珠もある。



飯田 7月18日

飯田中学校体育館で開議。84名が参加しました。

「将来に禍根を残さない合併はない。この地区は地理的に一番割を食うのでは。しかし、合併は必要」と言いにくい雰囲気になっている」

「玖珠・九重が合併しても50年先、一〇〇年先良くなるとは考えにくい。3万人の人口規模では効果が薄いのでは。広域的合併でない」と意味がない。町民サイドに立った議論をしてほしい」

「どうせ合併するのだから、とあちこちの市町村で駆け込み借金や公共事業をしていると聞くが、問題だ。本当は合併に反対。しかし広域的合併をめざすのはやむを得ない。時間がかかって良いから広域的をめざすべき」

「合併すると、教育も経済も玖珠にいつてしまい、取り残されるのでは」という気持ちがある」

「法定協議会に進むのはけっこうだが、あくまで広域的合併を貫き通してほしい」

回答 取り残されたりしないよう、施策を行っている。合併しても、そこに住んでいる人がどこかに行くわけ



ではない。その土地が発展するような合併を考えないといけない。地域審議会などを設置し、地域のことを考える制度なども準備されている。広域的合併をめざしていることに変わりはないが、相手のある話である。外環は埋まりつつあるというの、理解してほしい。

「周辺町に行政で働きかけにくければ、住民が組織を作り働きかけたい。観光・農業で日本中に名がどろくような合併を望んでいる」

回答 住民同士で検討するのは良いと思う。大いに検討してほしい。



「最初に合併ありきではないか、どきではないか、どのようなまちづくりをすればいいか、というパターンの示されても良かったのでは。町が大きくなると、さらに過疎化が進むと思う」

「合併後の町の具体的な姿が見えない。合併しない場合、ムチが怖いと言ったが、どういったものかわからない」

「玖珠町とは考え方が違うのに、(法定協議会に移行しても)うまくいくのか」

「大きな合併でなく、清く美しくやっていける行政運営を考えてみたら」

「国や県から金が出る余地は、もうないはず。補助金に頼ってはダメだ」

「合併には民意を十分反映させてほしい。期限にこだわらず、じっくりと考えてほしい」

「特別償還は地方交付税の先食いだ、という意見がある。じっくり腰を落ち着けて考えた方がよい」

「民意に基づいての合併と言ったが、それは一部の人の民意ではないか」

「九重町が合併したときも、あわててした経過がある。仲良くしなければならぬ、という理念は持っていたが、現実はその言った雰囲気にならなかった。最近ようやく町がひとつになったのに、またあれを繰り返すのかと思うと納得できない」

「住民投票には大反対である。今は議会制民主主義だ。住民投票は議会の責任逃れ。議会と町長の責任で、合併は決めるべき」

「住民の意見をすべて聞くのは難しい。住民で議論してきて、その中でとったアンケートなどから民意を考えるしかないのではないか。九重町は、住民との交流の中で民意を把握してきていると思う」

「九重町が合併したときも、あわててした経過がある。仲良くしなければならぬ、という理念は持っていたが、現実はその言った雰囲気にならなかった。最近ようやく町がひとつになったのに、またあれを繰り返すのかと思うと納得できない」



話し足りない!

番外編



(飯田のつづき)

「(特例法期限の) 17年3月まで合併できなかったときはどうするのか。その時まで時間的余裕がない。十分議論できないまま合併するようなことがあるのか」

「玖珠と合併しても財政が悪くなるだけでは」

「合併できないと」

「玖珠は人口も多く、財政面でも体力を持った町だ」と思う。

7月22日、最後のタウンミーティングが終わった本庁三〇一会議室。

会場に残り、熱っぽく語り合う風景が見られました。これは、タウンミーティング参加者の一部の「話し足りない」という声に対し、急遽、時間を延長したもので、18名が参加しました。

まず問題になったのが、町の当初からの姿勢。「合併問題を議論するのは遅くて遅れない」ならわかるが、「合併は遅くて遅れない」では、「まず合併ありき」で問題ではないか、という事です。「合併反対の意見を無視しているのでは」という声も、これについては、合併が避けられない事情を町が説明、「様々な考え方があってはわかるが、ある程度意見がまとまれば、一歩進めていくべきではないだろうか」と理解を求めました。

このほかに「合併は財政効率を優先しすぎて農村的な社会をないがしろにする心配はないか。時代は農村的な社会に向いているのでは」



「住民が自分たちの手で事業を運営しようなまちはできないだろうか」といった意見が出ていました。合併問題から始まり、今後の自治体と住民のあり方など示唆に富んだ話が繰り広げられました。

今回の問題については、住民が判断できるような情報が十分行き渡ってなかったことも指摘されました。今後、新市町村建設計画などを公表する際には、的確な情報提供を町が行うことを確認し終了しました。

タウンミーティングの お話を聞く

今回のタウンミーティングは、各地区・本庁あわせて5カ所で開催しましたが、すべてに参加したのが、武石豪さん（釜の口）。武石さんにタウンミーティングを終えての感想を寄せていただきました。



「表情豊かなまちづくり」 のための合併を

「町民は合併問題をどう考え、意識しているかを知りたい」の思いで全会場に臨んでみましたが、意外に少ない参加者と意見が少々気散げしています。

まず法定協議会移行について理解を求めることで、現状は総論的にしか説明できないからとも思いましたが、それにしてもまちづくりの主役たる若・青年層・女性の参加・意見が少ない会場が多かったことに物足りなさを感じました。「なるようにしかならない。結果は見えてい」等々の気持ちがある住民にあってはという不安があります。

しかし、具体像が見えるこれからは、一転して活発化するだろうという期待もしています。

そうなるよう会合の持ち方・あり方に工夫を凝らすことも大切だと思います。会場で改まって発言し、主張することに抵抗を覚え、苦手とする「声なき声」があることも感じました。

● 最良の道を探るために最善の努力をしても結果は次善であった、ということはいくつもあります。むしろ普通視されるほどです。

はじめから次の道（安易な合併）を求めては次善の結果はおろか、三善・四善にも及ばないことになりかねません。まずは九重・玖珠両町を基軸にしての広域的合併を目指すものと理解し、是非そうあるべきと今なお期待し、願っています。

玖珠町を除いての合併は考えられないことは当初から確認済みであり、プラスアルファ合併の具体化が見えない今日、あらためて玖珠町と合併の議論を重ねることは必須当然のこと

です。それを尽くしながらメリット・デメリット・町の将来像など合併問題の多くを広く町民に公開し、議論する中でこれからの道を探り、町民おほかたの意向に添う決断へと進むことになると思っています。

● かつて昭和合併の際、お荷物視され、前身の狭い思いをしながら、ますますの僻地化を心配し、疎外感のあつたひとつの地域が50年近くを経た今日、社会情勢の変化に巧みに対応し、それに増す地域住民の奮起、知恵と汗でいきいきとした活力みなぎる地域と変容させ、ハンディをハンディとしないない実現もあり得ます。中津江村もそうだと聞いています。

● 一家の隆盛には勢いが大きく関わります。まちづくりも同様だと思います。勢いには活気や派手さがあり、華やかさは見られますが反動を生むこともあり、その対処を誤らないようにしなければなりません。コツコツは地味で目立ちませんが、多くの場合、着実な実効性があり、反動があっても小さく少なくて予想以上の成果を見せていることがしばしばあります。これらが混在し関わり合いながらのまちづくり・地域づくりを目指すことのできる合併であることを願っています。



足踏み

第8回玖珠郡任意合併協議会が7月28日、大分県中西部農業共済組合会議室で行われました。

6月27日の同協議会で法定協議会移行が確認されましたが、その後、移行への手続きを巡り両町の間で意見の相違が表面化しました。

法定協議会へ移行するには、議会へ協議会設置の提案を行い、承認を経なければなりません。玖珠町側は議案を提案する際、「新自治体は市制とする、を盛り込むべき」と主張する一方、九重町側は「議案には（第7回の任意合併協議会で確認された）新しい自治体をつくることまでを盛り込み、法定協議会設置後、新自治体のあり方などを議論すべき」と主張しています。議案に市制移行を盛り込むかどうかが焦点です。

この問題については、幹事会などを開きながら意見調整を行っていましたが、平行線のまま、今回の任意合併協議会も両者歩み寄りのないまま推移しました。

九重町は「新自治体のまちづくりの手段として法定協議は位置づけるべきで、法定協議移行後の市町村建設計画等を協議しながら市にするか町にするか決めるべき」、玖珠町側は「設置議案を提出する際には明確な目的（玖珠町民の要望でもある市制移行）を掲げ、確実にコマをすすめたい」と背後には、設置議案に対する両町の思惑の違い、さらには任意合併協議会で検討したことへの認識の違いもあるようです。

設置議案の取り扱いについては、結論が出ず、次回の任意合併協議会まで意見調整を行うことで終了しました。

7月中旬に予定されていた法定協議会設置議案の提出、実現までには、今しばらく時間がかかりそうです。

① 第7回の玖珠郡任意合併協議会で確認されたのは次のことです。

「合併特例法の期限（平成17年3月31日）までに、2町合併による新しい自治体をつくることを前提に、早い時期（7月いっぱい）に法定協議会を設置する」



タウンミーティングで多かった質問

合併特例債に、なぜ慎重？

もし、1億円の事業をしたとすると……

借りてから返すまで	各時点での町の負担金
① 1億円のうち95% つまり9,500万円は特例債の発行ができます(借金できます)。差額の500万円は新市町の負担です。	500万円
② 特例債を発行した9,500万円のうち、70%を国が地方交付税で肩代わりしてくれます。つまり、 $9,500万円 \times 70\% = 6,650万円$ は国が負担。残り2,850万円は新市町の負担です。	2,850万円
合計	3,350万円は 新市町村の借金！ (事業費の33.5%)

合併特例債は、補助金ではありません。借金です。合併特例債は、事業ごとに事業費の95%を借入れし、借り入れた金額の70%が国から交付税として還元されるシステムです。つまり、借入れた金額の70%は、国が後からめんどうを見てくれるというものです。ところが、残りの部分は、新市町村の借金です。必ず返さなければなりません。1億円の事業をしたとすると、こうなります。

有利な内容ですが、借金をするということには変わりありません。現在でも同じような条件で借金できる制度があります。しかし、この制度を利用しすぎたため、多くの自治体が財政危機にあるのも事実です。条件が良いからといって、どんどん特例債を使うと将来必ず財政危機に陥ります。そもそも財政状態の非常に悪い国が借金の70%を肩代わりするだけの余裕があるか疑問です。

合併特例債はどんなことに使える？

九重町と玖珠町が合併した場合には、9億円の範囲内での事業となりますが、どの事業にも使えるわけではありません。使える事業は次のようなものです。

- 合併後の市町村の一体性の速やかな確保を図る公共的施設整備
(例：旧市町村間の道路・橋・トンネル等の整備)
- 合併後の市町村の均衡ある発展に資する事業
(例：行政サービスの水準の均衡を図る事業、公共的施設整備)
- 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進する公共的施設整備

合併協議会で作成する「市町村建設計画」とは、どのようなものですか？

市町村建設計画とは

市町村建設計画は、法定合併協議会で作成されます。合併に関係する市町村の住民に対して、新しい市町村の将来ビジョン(構想)を提示するもので、新しい市町村のマスタープラン(基本計画)としての役割を果たすものです。

また、市町村建設計画を基礎に様々な財政措置がとられることになっており、特に合併特例債や合併市町村補助金などが活用できます。

その内容

市町村建設計画は、新しい市町村の建設を(1)総合的かつ(2)効果的に推進することを目的とし、新しい市町村の一体性の速やかな確立及び(3)住民の福祉の向上等を図るとともに、新しい市町村の(4)均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとなっています。

具体的には、次のことを定めることになっています(合併特例法第5条)。

- ① 新しい市町村建設の基本方針(まちづくり計画)
- ② (新しい市町村又は新しい市町村を包括する都道府県が実施する)新しい市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ③ 公共的施設の総合整備に関する事項
- ④ 新しい市町村の財政計画

《説明》

- (1)「総合的」とは
単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮すること。
- (2)「効果的」とは
計画の内容が実現困難なものになったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせたりするだけのものとならないよう、真に新しい市町村の建設に資する事業を選び、合理的かつ健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきこと。
- (3)「住民福祉の向上」とは
市町村建設計画が、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を担うべきものであること。併せて新しい市町村の組織及び運営の合理化を図る必要があるとしたもの。
- (4)「均衡ある発展」とは
合併により、活力が低下することが懸念される地域の振興整備について、当該地域の実情に応じたきめ細かな対策を講じる等の特別な配慮が行われなければならないこと。

住基ネット第2次サービス(8月25日から)

住民票の写しの広域交付

全国どこの市区町村でも自分の住民票の写しが取れるようになります。

- 住民基本台帳カード(以下住基カード)、運転免許証などの本人確認書類を窓口で提示してください。
- 交付できるのは本人や世帯の住民票の写しに限られます。
- 戸籍の表示(本籍及び筆頭者)は省略されます。



転入転出手続きの特例処理

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転出届を郵送で行うことにより、引越しの手続きで窓口に行くのは転入時1回だけですみます。

以下の条件を満たすことが必要になります。

- 住基カードの交付を受けている人を含む異動に限ります。
- 事前に一定の事項*を記入した転出届を郵送で行う必要があります。
- 転入の際は住基カードを添えて、届け出をしてください。



*④特例による転出届をする旨 ④氏名 ④住民票コードまたは住所・生年月日・性別 ④転出先及び転出の予定日

住民基本台帳カードの登場



希望すれば
住民基本台帳カードが
交付されます

高度のセキュリティ
機能を備えたICカ
ードを採用します

- ◆カード内に記録されている住民票コードにより住基ネットでの本人確認に利用できます。
→住民票の写しの広域交付・転入転出手続きの特例処理・法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用

- ◆写真付きカードであるため公的な身分証明書として利用できます。

住基カードの交付等について

- ◆住基カード交付申請書を提出していただくと約2週間後に交付されます。交付には手数料500円が必要になります。(有効期限は10年間)
- ◆カードには写真が必要です。(役場で撮影します)
- ◆カードを紛失したときは直ちに届け出てください。また次の場合にはカードを返納してください。
 - *利用の必要がなくなった場合
 - *本人が死亡した場合
 - *住民票コードの変更申請を行った場合
 - *他の市区町村に転出する場合(ただし、特例による転入転出をする場合は、転入先の市区町村に返納してください)



問い合わせ先
住民課 (76-3801)

戸籍届出人の 本人確認を 行います!!

みなさまのご理解と
ご協力をお願いします。

最近、本人の知らない間に戸籍の悪用を目的とした虚偽の届けが全国で発生しています。そこで、戸籍制度に対する信頼性を確保するため、戸籍の届出(婚姻届・養子縁組届など)を持参したすべての人に、運転免許証やパスポートなどの官公署発行の身分証明書の提示をお願いします。

開始日 10月1日(水) 大分県内一斉スタート

*身分証明書をお持ちでない人も届出はできます。ただし、本人確認ができなかった届出に対しては、郵送で届出があったことを本人にお知らせします。

すべての浄化槽は浄化槽法により、新設後の水質検査や毎年1回必ず浄化槽の保守点検と清掃、並びに指定の検査機関で水質に関する法定検査を受けることが義務づけられています。私たちの地域をはじめ、美しい地球を守るためにこれらのことを守りましょう。

法定検査の「7条検査」は、浄化槽使用開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に行い、浄化槽が適正に設置され、所定の機能を発揮しているかどうか判定するためのものです。

また「11条検査」は、毎年1回定期的に行い、平常の保守点検・清掃が適切に行われているかどうか判定するためのものです。

実施機関

- 保守点検・清掃・・・玖珠環境センター
 (☎72-2730)
- 法定検査・・・大分県環境管理協会
 (☎097-567-1855)

問い合わせ先 役場住民課 (☎76-3801)

《法定検査手数料》

7条検査

処理方法 処理対象人員	単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽
5~10人	9,500円	10,000円
11~20人	11,000円	12,000円
以下略		

11条検査

処理方法 処理対象人員	単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽
5~10人	4,000円	5,000円
11~20人	6,000円	7,000円
以下略		



シリーズ・地域力 vol.1

市町村合併が全国各地で進んでいます。町のサイズが大きくなる時、自分たちの地域を自分たちの手で育み、活性化することが求められています。広報このえでは、地域で広がる、そんな試みを不定期で紹介していきます。1回目は南山田・菅原本村で始まった農産物直販所です。

農産物直販所で地域づくり

菅原本村の入口、鳥居の近くに、地元農家12戸による農産物直売所ができました。名前は、「とび梅茶屋」。

もともと菅原地区は町内有数の農業地帯。トマト・しいたけ・花、そして豊後牛などを生産しており、農業を通じた地域づくりが活発です。直売所は昨年の末から計画。約1ヶ月かかったという販売所づくりなどを経て7月18日にオープンしました。現在、12戸の農家が参加しています。

オープン早々にたくさんのお客さんが訪れていました。宝泉寺のホテルの女将さんの姿も。「新鮮な野菜がたくさんで、助かります。さっそく毎週来ます」と話していました。宝泉寺温泉では女将の会を中心に地元農家との結びつきを強めています。

代表の木付昭憲さんは「直販所を訪れる人との出会いが一番楽しみです。人が寄ればアイデアが生まれます。この直売所を通じて、菅原の発展ができればと思います」と話していました。そして、「ここだけでなく国道387号線沿いに、直販所が次々にでき、それぞれの地域が発展することにつなげていきたい」とも。とび梅茶屋がほかの地区のモデルケースになるようがんばりたいそうです。



▲おそろいのTシャツも作りました。

想像力が人権意識を育てる

人権を考える講演の夕べ



▲江森陽光さん

7月17日、今年で28回目となる「人権を考える講演の夕べ」が九重文化センターで行われました。すっかりおなじみとなりました。「わくわくす・たんぼぼ」と「たんぼぼの会」による楽器演奏と歌でスタート。お揃いの黄色いTシャツ姿で舞台上で、「世界に一つだけの花」をはじめとした3曲を披露。会場と一体となったステージが繰り広げられました。代表の篠原智春さん（下且3）は「お互いに思いやりの気持ちを持つ。心のスロープ」が人々の中に広がり、やさしさあふれる町になることを願っています」とあいさつしました。

今年の講演は、フリージャーナリストの江森陽光さんをお迎えして「人権意識は幼い日から」。江森さんは開口一番、九重町が

女性の参画が進んでいることを賞讃。最近の青少年犯罪や政治家の非常識な発言を紹介しながら、「人権は知らないうちに侵してしまおう」と普段から人権意識をしっかりと持つことの大切さを強調しました。また、近頃の社会を見ると、「想像力のない時代」であることを痛感。そのことで人権を平気で踏みつけるようなことが、あちこちで起こっていることを指摘。子どもの頃から本を読み、想像力を養うことが大切だ、と話していました。



たんぼぼの会+わくわくすたんぼぼの会

しんちゃんとケロポンズの こどもも、おとなも、 わくわく★ほんわが★コンサート



♪とき 2003年9月7日(日)

開場：17時30分

開演：18時00分

♪ところ 九重文化センター・ホール

入場料 1500円（3歳以上）

全席自由

♪主催 九重町・九重教育委員会

ここのえ親子ふれあい劇場実行委員会

♪お問い合わせ 九重文化センター

☎ 76-3888

ジュニア・デザイン会議スタート！



今年度のジュニア・デザイン会議がスタート、結団式が6月26日、役場301会議室で行われました。この会議は、子ども達の自由で夢のある発想・意見をまちづくりに活かすとともに、自身の郷土愛を培ってもらおうというもので、町内の小学校6年生で構成されています。

各学校の推薦により集まったのが25名。代表となる飯田小学校校長の立花節子さんの「①健康（Kenko）に気をつけて②ハキハキ（Hakihaki）と元気に③自分たちの地域の自慢できることがうたわれている校歌（Koutka）を歌えるように、のKHKでがんばっていきましょう」というあいさつがあった後、「言いたいことがはっきり言えるように」や「みんなと仲良くしたい」といった決意表明が参加者一人ひとりからありました。

ジュニア・デザイン会議は佐世保市の小学生との交流（8月）や模範議会（2月）といった取り組みを今後行っていきます。

九重町職員募集要項

九重町役場 総務課
☎0973-76-3800

九重町職員採用試験本次のように行います。

第1次試験

日 時 平成15年10月19日 (日)
場 所 大分東明高等学校 (大分市千代町2-4-4)
TEL:097-535-0201

受付時間 11時50分～12時30分

試験時間 13時00分～15時30分

試験の内容 大学卒業または高等学校卒業程度の教養試験

採用職種及び受験資格等

職 種	一般事務職(高校卒業程度)	一般事務職(大学卒業程度)	技能労務職
採用予定人員	若 干 名		
学力・年齢等	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人で、昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人。ただし、大学卒業(卒業見込)の人は、受験不可となります。	学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を有する次のいずれかに該当する人。 ①昭和52年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた人。 ②昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業又は平成16年3月までに卒業見込の人。	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人で、昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で調理師免許を有する人又は平成16年3月31日までに調理師免許取得の見込の人。
身体的条件	特になし		
国 籍	日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に職務に従事可能な留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない人の任用にあたっては、「公権力の公使又は公の意思形成への参画に携わる職に就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。(詳しくは日本国籍を有しない人の任用についての欄を参照してください)	日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に職務に従事可能な留資格がない場合は採用されません。	
そ の 他	①地方公務員第16条(欠格条項)に該当しない人。 ②平成16年4月1日の採用に応じられる人。		

受験手続き

1 願書受付期間

平成15年8月15日(金)～9月22日(月)

2 願書の請求及び提出場所

九重町役場 総務課(提出は持参に限ることとし、郵送不可。なお、代理持参可)

3 提出書類

- 職員採用試験申込書(願書) 1部
- 平成15年7月1日以降発行された卒業証明書(在学中の人は卒業見込証明書。なお、卒業見込証明書が取れない場合は、理由を記し、在学証明書) 1通
- 平成15年7月1日以降発行された学業成績証明書 1通
- 写真 2枚(縦40mm×横30mm)上半身脱帽、正面向で申込前3ヶ月以内に撮影したもの(職員採用試験申込書の受験票及び履歴書にあらかじめ貼り付けておくこと)
- 履歴書(町の指定する様式) 1部
- 調理師法に規定する調理師免許の写又は取得見込証明書(技能労務職に応募する人) 1部

4 日本国籍を有しない人の任用について

- 携わることのできる職務について
次のような「公権力の行使」に該当する職務には従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。
(公権力の行使に該当する主な職務の例)
○税の賦課決定、徴収、滞納処分
○法令(条例及び規則を含む、以下同じ)に基づく許認可

- 法令に基づく行政上の即時強制、立ち入り検査、取り締まり
 - 公物管理権に基づく権力作用の行為
 - 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
 - その他、行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で町民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為
- ② 昇任について
原則として課長級に任用される職及び管理職等(総務秘書係長、財政係長、保育園長)には任用されません。

5 そ の 他

- 職員採用試験申込書に付随する受験票については、第1次試験当日総務課職員が持参しますので返送しません。よって、受験票に切手を貼る必要はありません。
- 第1次試験の合格発表及び第2次試験等については後日、本人宛通知します。
- 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

問い合わせ先

採用試験等についての問い合わせは
電話 0973-76-3800(内線217)
九重町役場 総務課 総務秘書係まで
住所 〒879-4895(単独郵便番号事業所→郵便番号を記載すれば住所記載省略可能)
大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1
※九重町のホームページにも掲載しています。
<http://www.town.kokonoe.oita.jp/>

15歳から23歳までの方に特に知っていただきたいお知らせ

保健

風疹の予防接種

「三日はしか」とも呼ばれる風疹は、幼児や子どもたちがかかりやすいウイルス性の疾患で、春から初夏にかけて不規則に流行します。症状は、発疹、リンパ節腫脹、発熱等が主で、1～3日でおさまる比較的軽い病気です。

ところが、妊婦が風疹にかかると風疹の原因である風疹ウイルスが、発育中の胎児をおかして先天性の異常をおこし、生まれてくる子どもにも障害を残すことがあることから、これらを予防するために風疹の予防接種がはじまりました。

はじめは、女子中学生のみから男子にも、そして小学校1年生にも、そして現在では、12ヶ月から90ヶ月（標準は、12～36ヵ月）までの子どもが対象です。

しかし、中学生時代の接種率が悪いために次の措置がとられていますので、接種されていない方は予防接種を受けることをお勧めします。

受けましたか？



対象者は、

1979（昭和54）年4月2日から
1987（昭和62）年10月1日までの間に生まれた方で

まだ風疹の予防接種を受けてない方
（風疹にかかった方は除く）

どこで？ 何回受けるか？ 料金は？

接種回数は1回で、無料で受けることができます。
接種場所：町内医療機関
接種期限：平成15年9月30日 まで



※12ヶ月から90ヶ月（標準は、12～36ヵ月）までの子どもの方についても町内医療機関で実施しております。

※詳しくは保健センターまでお尋ねください！(☎76-3838)

健康標語募集

8月末必着

形式は問いません

ハガキに標語・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職場名（または学校名）を記入の上、ご応募ください。一人一句。

応募先・お問い合わせ先
〒870-0022

大分市大手町2-3-12
大分県国民健康保険団体連合会
事業振興課「健康標語」係
☎ 097-534-8471

県病健康教室

と き 毎月第3火曜日
13:00～14:00
と ころ 大分県立病院 3階講堂
入場無料 (事前の予約はいりません)
どなたでも参加できます
お問い合わせ
大分県立病院 総務課
☎097-546-7118



※演題が変更になることがあります。
事前にお問い合わせいただくことを
おすすめします。

「治りにくい血液疾患シリーズ」

開催日	演 題
9月16日	特発性血小板減少性紫斑病～青あざができますか？～
10月21日	溶血性貧血～血液が溶けるってどんな病気？～
11月18日	再生不良性貧血～血液が再生しないってどんな病気？～

「肝炎ウイルスの話」

12月16日	肝炎ウイルスに感染していると言われたら
--------	---------------------

「脳の話シリーズ」

1月20日	物忘れ外来とそのネットワーク
2月17日	脳卒中の予防法
3月16日	手術でなおる痴呆、予防できる痴呆について

児童扶養手当制度について



★ 受給資格者

手当を受けることのできる人は、以下の条件に当てはまる18歳到達後最初の年度末までの児童を監護している母や、母に代わってその児童を養育している人。なお、児童が政令で定める程度の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。国籍は問いません。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が政令で定める程度の障害にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上過剰されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧すべて見などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

次のような場合は、手当は支給されません。

- ①児童が
 - イ、日本国内に住所がない
 - ロ、父又は母の死亡について支給される公的年金の給付を受けることができる
 - ハ、父に支給される公的年金給付の額の加算の対象になっている
 - ニ、労働基準法等の規定による遺族補償を受けることができる
 - ホ、児童福祉施設等に入所又は里親に委託されている
 - ヘ、母の配偶者に養育されている
- ②母又は養育者が
 - イ、日本国内に住所がない
 - ロ、公的年金給付を受けることができる（老齢福祉年金を除く）
 - ハ、昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当してから5年を経過しても請求しなかった
 - ニ、養育者の場合は児童と別居しているとき

★ 手当を受ける手続き

手当を受けるには、九重町役場保健福祉課ふれあい福祉係の窓口で、必要書類を添えて請求の手続きをしてください。必要書類については、担当へお尋ねください。

★ 手当の額

区 分	全額支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額 42,370円	月額(8割)に減額
児童2人のとき	加算額 5,000円	加算額 5,000円
児童3人以上のとき	1人につき加算額 3,000円	

★ 支給制限

受給資格者または扶養義務者及び配偶者の前年の所得が、下記の表の所得制限限度額以上ある場合は、手当の全部又は、一部の支給が停止されます。

【所得制限限度額表】

扶養家族の数	本 人		配偶者及び扶養義務者
	全額支給される者	一部支給される者	
0人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4人	1,710,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,090,000	3,820,000	4,260,000

★ 受給者の方へ

《現況届について》

毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出しなければなりません。

※現況届を提出しないと、8月分以降の手当が受けられません。また2年間提出しなかった場合は、手当の受給資格がなくなります。

★ 心身に障害のある児童を監護している人

身体又は精神に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している人は、特別児童扶養手当を受けることができます。児童が施設等に入所している時は、手当は支給されません。

九重町老人はり・きゅう・按摩施術料 助成事業の指定業者追加のお知らせ

九重町では、はり・きゅう・あん摩治療を受ける九重町在住の65歳以上の方に対して、施術料の一部を助成しています。

この事業は九重町が指定した業者にて、施術を受けた場合に対象となりますが、今回次のとおり指定業者が追加（網掛け部分）されましたので、お知らせします。

ご不明な点がありましたら、役場保健福祉課ふれあい福祉係（☎76-3802）までご連絡ください。

氏 名	住 所	行政区	指定施術項目		
池部 正夫	九重町町田207	川西1	はり	きゅう	
廣田 達美	九重町湯坪518-8	筋湯	はり	きゅう	あん摩
廣田 高江	九重町湯坪518-8	筋湯	はり	きゅう	あん摩
藤田 弘美	玖珠町栄町		はり	きゅう	あん摩
安部紀久雄	玖珠町大字帆足2649-1		はり	きゅう	あん摩
渡辺 東海	玖珠町大字帆足87-6		はり	きゅう	あん摩
石井 達也	玖珠町大字権路109-9				あん摩
佐藤 千秋	九重町大字湯坪2-506-30	筋湯			あん摩
梶原 俊秋	九重町大字菅原1865-2	梶木1			あん摩

対象者

次のふたつの要件を満たす人が対象となります。

- ①第17回特別給付金国庫債券「い」号を受けた戦没者等の妻であること。
- ②平成15年4月1日において、引き続き恩給法による公務扶助料・特例扶助料または戦傷病者戦没者遺族等援護法による公務死亡または勤務関連死亡を支給事由とする遺族年金・遺族給与金の支給を受けていること

支給される特別給付金

- ①国債の名称 第22回特別給付金国庫債券「い」号
- ②国債発行日 平成15年11月1日
- ③額面 200万円(毎年2回、10年均等償還)

請求期間 平成18年3月31日まで

請求の受付は、役場ふれあい福祉係

☎76-3802



南山田小学校

地域に学ぶ・・・総合的な学習

南山田小では13名の1年生を迎え、全校92名の元気な活動が始まっています。昨年度は文部科学省委嘱の体験活動を重視した「地域ぐるみの学校安全モデル事業」の実践を紹介しましたが、今回は「総合的な学習」の様子について報告します。本校では各学年ともに「地域に学び、地域とともに歩む」視点を活動内容にしてすすめています。

昔ながらの田植えを体験

5年生は理科・社会科・家庭科などとも関連させながら米作りを通して、環境を考えようという取り組みを開始しました。早速学級の保護者に呼びかけたとおしく早く田んぼを提供していただきました。水温お5月16日、子どもたちのお父さん、お母さんばかりでなくおじいちゃん、おばあちゃんも加わって家族総動員で昔ながらの手植えが始まりました。

足を田んぼに入れた瞬間、ぬるっとした独特の感触に思わず奇声をあげる子もいました。苗の位置を決める糸を子どもの植える速さに合わせてもらって、一段ずついねいに植えていきました。こうした手植えは、ほとんどの子どもたちが初体験でしたが、おじいちゃん、おばあちゃんの手取り足取りの指導によって次第に手際がよくなってきました。そのうちに泥を投げたり、走り回ったりして「土」に親しむやんちゃな姿もみられました。田んぼの半分が植え終わると、この日最も楽しみにしていた「こびり」タイムです。近くの民家の庭にテーブルを出して手作りピザやカップケーキなどをいただきました。昼過ぎまでかかって一面に緑の苗がうずめられ、一同満足そうな顔・顔でした。

その後、膝まで大きくなった苗の中に入っただけの草取りや校区で取り組んでいる「あいがも農法」の農家を訪ねての「自然や環境」についての学習を重ねています。こうした1学期の活動の中から米そのものを調べていくグループと田んぼなどの水の生き物を調べるグループに分かれて、子どもたちの新たな問題追究が展開されています。



小さな保育士に挑戦

3・4年生は近くにある「木の実保育園」との交流を始められています。子どもたちは事前に自分が小さかったころの様子をお家の人に聞き「どんなことをしたら楽しく遊べるか」を考えて、6月18日「木の実保育園」を訪ねました。走り回ったり、泣き出したりの子もたちを目前にドキマギの子どもたち。計画通りすずまないもどかしさを感じながらもしいに園児たちと打ち解け「ままごと」「ボール遊び」を始めの姿がみられてきました。折り紙や積み木遊び、絵本の読み聞かせなど園内に様々な活動がうまれ、子どもたちはちよびりお姉さん、お兄さん気分になっていました。なかにはお馬になり園児を順番に運んで汗する子どももいて、すっかり保育士になりきっていました。教室に戻った子どもたちからはうまくいかなかったことや泣かれたり、服を引っ張られたり、たたかれたりなどの問題が出され、次の活動計画が話し合われました。

2度目の交流は7月15日。年少組とは主に食事の世話、年長組とは学校のプールを使った水遊びが計画されていましたが、あいにくの天候で水遊びは中止になり、年長組は前回できなかった園庭での遊びに集中しました。砂遊びやかっこなど活発な活動に、前回とは違って引っ込み思案の子ども姿はありませんでした。年少組担当は哺乳瓶やスプーンを持って食事の世話を奮闘しました。思うようにいかないもどかしさを感じながら、何とかあやして口に持っていくとする子どもたち。オムツ換えも体験しました。9月には運動会の種目のひとつで交流しようとしています。



溪和との交流も

1・2・6年生は介護老人保健施設「ケアポート溪和」のお年寄りとの交流を計画しています。まずお年寄りの姿を一人ひとりじっくり受けとめながら、1・2年生は学習発表を通してのふれあいを。6年生は1学期みんなでいるんな祝点で考えた「生命」と老人・福祉問題などをもっと学ぼうとしています。それぞれの子もたちがどんなことを感じ取っていくか楽しみです。

このように地域には子どもたちの学びの教材がいっぱいあります。地域を知って、地域を考えて、地域とともに成長する南山田小学校の子もたちであって欲しいと願っています。

生涯学習のまちづくりのために

平成15年度から16年度の生涯学習関係の各種委員が決まりました。

自分の人生をより充実するため、自らの意思で行うのが生涯学習です。

住民の生涯学習をサポートするのが、今回決まった委員のみなさんです。

新委員の中から社会教育委員長の玉井和喜さん、公民館運営審議会委員長の甲斐英昭さんに抱負をお伺いしました。



玉井和喜さん

「今まで社会教育というと、知育や徳育（道徳面の教育）のあり方が議論されてきましたが、食を通じた教育（食育）などにも取り組んでみたいと考えています。戦後、日本は大切なものを切り捨てすぎたと思います。そういったものを取り戻す社会教育を考えていきたいです」



甲斐英昭さん

「住民にとって公民館は一番身近なところ。市政への意見を聞く場としても重要だと思いますので、さらに公民館活動を活発にしていきたいです」



各種委員についてのお問い合わせは生涯学習センター（76-3888）まで。

〈社会教育委員〉

No.	氏名	住所	法第15条	新/継
1	玉井 和喜	富来口	社会教育	継続
2	麻生 裕子	奥野三	社会教育	継続
3	大力かおり	川上一	社会教育	新規
4	佐藤 茂	後野上	社会教育	継続
5	瀬川ナヲ子	下右田	家庭教育	継続
6	安部 道和	中村中一	社会教育	継続
7	佐藤テイ子	飯田中学校	学校教育	新規
8	岐部 榮作	潜石	社会教育	継続

〈体育指導委員〉

No.	氏名	住所	特技種目	年数
1	日野 敬商	南恵良	剣道	16
2	阿部 征則	下旦四	野球	14
3	重松 悟	上旦	ホッケー・陸上	8
4	梶谷 京子	釣園地	バレーボール	0
5	山田 義高	小久保	ラグビー・陸上	8
6	川野 英樹	小垣	ソフトテニス	8
7	由迫 英恭	中央四	陸上	2
8	武石 梢	甘川水	バレーボール	2
9	邦永 千景	須久保	バレーボール	0
10	時松 廣和	北方下	軟式野球	0
11	荒井美津子	無田中	バレーボール	0
12	時松 美幸	下畑	バレーボール	0
13	矢野 信之	川西一	卓球	6
14	佐藤 清文	岩の上	バレー・陸上・野球	4
15	梅木 友美	桐木一	陸上	6
16	佐藤 典子	陣の内上	バレーボール	6

〈文化財調査員〉

No.	氏名	住所	専門分野	新/継
1	内惠 克彦	下旦六	石造物	継続
2	甲斐 素純	川上一	郷土史	継続
3	佐藤 元則	滝上	植物学	継続
4	佐藤三千代	尾本	植物学	継続
5	石邦 正利	無田中一	天文学	継続
6	坂本 美樹	梶屋	考古学	継続
7	今田しのぶ	大隈	考古学	継続
8	後藤 浩二	川下南	文化財一般	継続
9	小幡 弘	川上一	文化財一般	継続
10	榎木 映夫	栗野本村	文化財一般	新規

〈公民館運営審議会委員〉

No.	氏名	住所	法第30条	新/継
1	小幡 邦代	川上一	学識経験	継続
2	日野 武	北恵良一	社会教育	新規
3	日野 康志	中巢	社会教育	継続
4	須藤百合子	青山通り	学識経験	継続
5	竹枝 玲子	田代	社会教育	新規
6	宮柱 若子	九重山	社会教育	継続
7	甲斐 英昭	筋湯	学識経験	継続
8	富田 一平	中村上	家庭教育	新規
9	竹尾 友彦	桐木二	社会教育	継続
10	清竹久美夫	黒猪鹿	家庭教育	新規

(敬称略)

我が家のお宝募集!



九重町歴史資料館では「我が家（私）のお宝物展」を行います。
お宝は、掛け軸・絵画・古文書・系図・よろい・かぶと・刀剣、昔
使っていたおもちゃ・大事にしている写真・古い電化製品・レコード・
松井のホームランボールなどなど……。

我が家のお宝・私のお宝と思うものなら内容は問いません。

そのお宝に対する思い入れを「申込用紙(各戸配布)」に記入の上、郵送または直接申し込んでください。

企画展開催期間 平成15年10月19日(日)～10月26日(日)
*ふるさと祭りに合わせて開催します。
展示場所 九重町歴史資料館(九重文化センター内)
展示申込締切 平成15年9月16日(火)
展示品搬入期間 平成15年10月1日(水)～10月15日(水)

*土日を除く

どうしても持ってこられない方は、
預かりにお伺いします。

申込先 九重町後野上17-4
九重文化センター(担当:竹野)
☎ 76-3888



*なお、掛け軸・絵画・古文書・系図・よろい・かぶとなど紙・木製品は、ご希望があれば無料で薰蒸(殺虫)をしてお返しします。また古文書などは難解な文字で書かれておりますので、ご希望があれば解説もします。

文化財パトロール

町内の文化財の保存状態などを点検する文化財パトロールが7月11日行われました。

このパトロールは、文化財調査員(15ページ参照)が行っているもので、今回の点検は南山田地区と飯田地区の約10カ所を点検しました。調査員のみなさんは文化財の保存状態だけでなく、説明板が壊れていないかなどを調べていました。

このパトロールは年に2回行われており、次回は11月の文化財防災デーにあわせ行われる予定です。



町選定文化財「天然記念物」狭間山ノ神のクヌギを点検中

モノとヒトの

イイ関係

— 工藤カツノさんの日記 —



▲右下が夫の政喜さんの日記。宝物です。写真の万年筆も数十年使用の愛用品です。ペン先もすり減っています。

あるイベントを取材した時、

お客さんの感想を聞こうと、
たまたま隣にいた人にインタ
ビューしました。

その人が工藤カツノさん（富
迫下・89歳）。聞くと、50年以
上日記を続けているらしいで
す。三日坊主の代名詞とさえ
なっている日記を50年も。こ
れは取材しないわけにはいき
ません。

「当たり前が続いているだ
けで、50年以上続けてすごい、
と言われればそうかなあ、と
思うんですけど」と少々照れ
気味の工藤さんを取材しまし
た。

笑顔で迎えてくれた工藤さ
ん。テーブルの上に……あり
ました、古い日記帳の山が。
さっそく話を聞きました。

工藤さんが日記をはじめた
のが、昭和20年代の半ば。夫
の政喜さんを戦病死でなくし、
まだ小さな3人の子どもを育
てていかなければならないと
いうときでした。

「これからは、何もかも自
分でしなければならぬ、と
思い。お金の出し入れなどを
きっちりしておく必要がある
と思い、はじめたのがきつ
けです」。

その日の仕事内容や地区の
出ごとの記録などを備忘録と
して書いていたようです。

当時は、戦後の混乱期。工
藤さんは裁縫の技術を持って
いたため、仕立ての仕事に励
みます。

「運動会があるときなんか
は、ブルマーなどの体操着を
間に合わせるため、徹夜をし
たこともありましたよ。当時
は、私と同じように戦争で夫
を亡くすなど苦労している人
は、たくさんいました。子育
てなどで周りの人にたくさん
助けてもらいました。本当に
感謝しています」

やがて、現在の住所で商店
をはじめます。子ども達も牛
乳配達などで工藤さんを助け
ます。

日記を続けていたことで思
わぬ効用もありました。

「お祭りのことなんかでわ
からないことがあると聞きに
来ましたよ。ミシン屋のおば
ちゃんに聞けばわかるって」
と笑います。

日記を長く続けるコツはな
んでしよう。

「特別なことを書いてい
るわけではないですね。必ず書
いているのが、何を食べたか、
とお金の出し入れ。最近は大
金持ちばかりですけどね(笑)。
食べることは毎日必ずするこ
と。これを中心に書けば、続
けられるのかもしれない」。

「でも最近は、癖になっ
てしまっていますね。書かない
と気になって寝られない」。

実は工藤さんには宝物があ
ります。夫の政喜さんの日記
です。政喜さんは、先述のよ
うに昭和22年、戦病死しまし
たが、昭和16年に書いた日記
が残っています。ずつと仏壇
に入れていました。最近、取
り出して読みました。

「まず、お金の価値が今と
全然違っているのがおもしろ
かったですね。家一軒買ひ受
けるのに350円とか。夫は
左官屋さんをしていたので
が、よく働いていたなあ、と
思います。ここ(富迫)から

筋湯まで半日かけて歩いてい
ったこともあったみたいです」
もちろん、政喜さんの日記
には20代の頃のカツノさんも
良く出てきています。

工藤さんの最近のお気に入り
は3年日記。昨年・一昨年
の出来事が一目でわかるよう
になっています。

「これは、便利いいですね。
この年になって3年日記を買
うなんて。でも、もう2年目
に入りましたからねえ」と笑
っていました。



広報このえでは、古いモノ
を大事に使っている人を紹
介していきたいと思えます
（モノを平気で使い捨て
することに疑問を持つ人が増
えています。あらためてモノ
を大事に使い続けることの尊
さを考えていければ、と思
います。自薦他薦を問いませ
ん。情報をお寄せください。

広報このえ ⑧
☎ 3807

(企画調整課)

平成十五年度春の叙勲

二名が受章

勲章及び褒章は、国家が功績のある方に対し、その功績を表彰するもので、毎年2回、春は4月29日、秋は11月3日に発令されます。これは日本国憲法で天皇の国事行為のひとつとされ、授章式は皇居で行われます。

今年の春の叙勲では、町内で2名の方が受章されました。

佐藤千歳さん(小思)に

勲五等・瑞宝章



佐藤さんは昭和43年から平成6年までの26年間、保護司として活動。保護司会副会長などの役職を担いながら三〇〇件以上の事件を担当、多くの保護観察対象者の更生に力を注いできました。地域社会の犯罪予防にも積極的に参加リーダー的役割を果たしました。

今回、健康上の理由で皇居での授与式に参加できず、7月3日、町長室で授与式が行われました。坂本町長は「佐

藤さんは)今88歳、かくしゃくとしています。私たちも佐藤さんを見習い、明るい社会づくりのために努力をしていきたい」とお祝いの言葉を述べました。この日は、現役の保護司のみなさんも多数参加

「何よりも元気なうちに受章できたのがうれしい」と大先輩・佐藤千歳さんの受章をお祝いしました。

麻生秀雄さん(奥野三三)に

藍綬褒章



麻生さんは昭和51年に保護司として委嘱を受け、以来27

年間、数々の役職を歴任しながら、処遇困難なケースを多数担当、あわせて地域での犯罪予防活動ではリーダー的な役割を果たしてきました。

5月13日、皇居・春秋の間で授与式が行われました。

天皇陛下を目の前に感想は、「やっぱり緊張しました」。

しかし、皇居の雰囲気が出ても明るかったことが印象に残っているそうです。

麻生さんは、27年間という長い期間保護司活動をしてきました。その内容は時代を反映しています。

「(保護司を)始めた頃は、交通事故などで刑務所に入った青少年の更正にあたることが多かったですが、最近は不景気から来る犯罪が多くなってきたようです。そして更生者を家族がなかなか受け入れてもらえないことが増えていきますね」行き場がなく、結局また刑務所に入る、ということもよくあるそうです。

更生者の家族だけでなく、社会も変わっていかなければと麻生さんは話します。

「社会も、もっとおおらかになつて、(更生者を)受け入れる雰囲気を作っていくかないといけませんね。これがないと更正も難しいと思います」。

ご存知ですか？

9月9日は救急の日

「救急の日」は、救急業務に関する国民の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的とし、「救急医療週間」とともに一九八二(昭和57)年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む一週間を「救急医療週間」としています。

珍珠消防署では、救急の日の一環として左記日程で「普通救命講習」を実施します。

「普通救命講習」とは、止血法・人工呼吸や心臓マッサージなどの心肺蘇生法をマスターする講習です。いざという時、家族や友人の命を救うことができるのは「あなた」です。ぜひこの機会に講習会に参加してください。

日時 9月6日(土)午後1時～午後4時

(受付は12時30分から)

場所 珍珠消防署

内容 心肺蘇生法・止血法

受講料 無料

動きやすい服装をお願いします。

申し込み・問い合わせ先 (☎) 2141

9月5日までに電話にて申し込みください



図書館だより

ほんの森
8月号

お知らせ

夏休み期間に限り、開館時間を1時間早め、利用時間を長くしています。
どうぞみなさんご利用ください！

7月19日(土)～8月31日(日) 平日：午前9時～午後6時

但し、休日・休館日は通常通りですので、お間違いないで。

土・日：午前9時～午後5時 (通常通り)
休館日：月曜・祝日 (通常通り)

新着本

『不味い!』 小泉武夫/新潮社/一般
ふらりと入った居酒屋で、出張先のホテルの食堂で、海外旅行中のレストランで、思わず「不味い!!」と叫んだことはありませんか?この本は、様々な「不味さ」と対決した著者が不味さの原因・要因をさぐっていきます。

世の中には、《美味しいもの》の話を書いた本はたくさんありますが、《不味いもの》を書いた本は……めずらしいです。



『黄色い目の魚』 佐藤多佳子/新潮社/高校生～一般
鎌倉、葉山を舞台に高校生ふたりの語りで綴られる、まっすぐな気持ちと揺れる想い。自分の「居場所」と「モチーフ」を探す高校生は、自分達が思うほどカッコ悪くない。むしろ、羨ましいほどキラキラしていて、大人にとってはちょっと悔しい。

16歳の人、そして16歳だったすべての人へ贈りたい青春小説です。

夏休みにどうぞ

児童～高校生

- ・第49回青少年読書感想文全国コンクール 課題図書
- ・第47回西日本読書感想文コンクール 指定図書
- ・おはなし星座館 / 林 完次/全5巻
- ・国際理解に役立つ世界の紛争を考える/全5巻

『きれいな敬語 善かしい敬語』

草柳大蔵/グラフィック社/一般

例えば、「お茶をのみなさい」と言われたときの返事は「はい」<らい。でも「どうぞお茶を召し上がり」と言われれば、「ありがとうございます」と言うふうに、感謝の言葉がでますね。伝達だけでなく、伝達の返事だけがもたらす一本文より

敬語なんか無いほうが合理的で能率的だ……タメ口の方が親しみがわいていいじゃん……等々、現代人の考え方も様々ですが、この本を眺めると、敬語に対する考え方がちょっと変わるかもしれません。



『谷内六郎文庫シリーズ (全3冊)』

谷内六郎/マドリ出版/一般

週刊新潮の表紙を25年間描き続けたのが谷内六郎。幼い頃見た風景、幼い頃のかなしみ……。そんなことが、彼の絵を見ていると次々によみがえってきます。この本を開きながら、遠い日の自分と再会してみませんか。全3巻、すべて入籍しています。特に「北風とめりえ」がおススメです。



新しい本 続々

花のある人花になる人
光に向かって心地よい果実
バカの壁
プラネタリアムのひたご
蟹門島 上・下
繋がれた明日

草柳大蔵
高森陽樹
養老孟司
いしいしんじ
内田康夫
真保裕一

13ヶ月と13週と13日と満月の夜

アレックス・シアラー

他にもたくさん入っています!

記憶を紡ぐ音楽

～藤原いくろうコンサート

町民ミュージカル「星山の家」で音楽を担当した藤原いくろうさんのコンサートが7月15日、九重文化センターでありました。

藤原さんは、映画やドラマ・CMソングなどで活躍する一方、プロデューサーとして多くのアルバムを手がけています。

今回は、発売されたばかりのアルバム「キーノ」からの曲を中心に演奏。「キーノ」とはロシア語で映画。藤原さんが頭の中で思い浮かべた架空の映画に対する音楽を集めた、という趣のアルバムです。どこかで見たことのある映画の一場面を思い浮かべるような美しい旋律が印象的な作品集です。

ステージにはピアノ一台。ここから紡ぎ出される美しい音楽に会場を訪れた人はうっとり聞き入っていました。



ま ち の 話 題

子ども料理教室

料理を作りながら、命の大切さを考えてもらおうと、子ども料理教室が今年も行われています。対象になるのは、小学校5・6年生の男女。各地区の食生活改善推進協議会の協力を得ながら、全町で28人の子どもが料理作りにはしゃげまわります。

この料理教室は、毎月1回の割合で行われますが、あらかじめ年間メニューが決められています。メニューにはシチューやハンバーグといった子どもに人気のメニューの他、だんご汁やぼんごなどの郷土料理も紹介されています。食の大切さを伝えるとともに、郷土の味を次代へ伝える試みが行われています。



南山田地区での料理教室。この日のおかずはチーズハンバーグとコーンミルクスープです。6月14日撮影。



ま ち の 話 題

ナイスショット！

九華町では、グラウンドゴルフ協会があり、現在、週2回の練習を行っています。会長のお尾根さん（小平倉）は「競技中は、たくさん歩くことができ、イライラすることもないのが魅力ですね。今後町民への普及に努めたいです」と話していました。

7月2日、第2回グラウンドゴルフ大会が活きいきランド多目的広場で行われました。前日までの大雨がツリのように濡れ上がった空の下、約40名が競技を楽しみました。

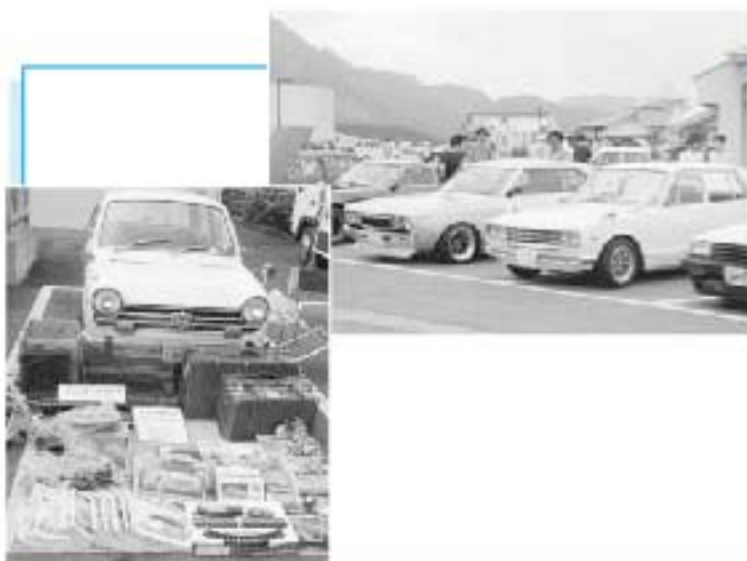
グラウンドゴルフがじわじわと人気をのびています。高度な技術を必要とせず、しかも集中力や調整力を発揮する場面も多く、おまけにルールが簡単。初心者もすくなく楽しめます。また、規格化されたコースを必要としないため、どこでも自由なコースを設定することができ、準備も簡単です。



ま ち の 話 題

古い車が結集

古い車やバイクを集めたイベント「九華タイムトンネル」が7月6日、保健センター駐車場で行われました。この日は、幸の必要はないものの時々小雨の降る天気。愛好者にとっては雨が大敵。このため、集まった車は予想よりも少ない50台でしたが、日頃見る機会の少ない車に会場を訪れた人たちは目を凝らしていました。また、車の部品や関連グッズなどを売る「スワップミート」も同時開催。愛好者の皆さんは情報交換に余念のない様子でした。大会事務局は「天気が今ひとつだったのが残念。来年は、雨の降らない時期を選んで開催します」と話していました。



早朝から交通安全



早朝街頭指導風景

九重町では、7月から半年間を交通死亡事故撲滅月間とし、様々な行動をしています。

そのひとつが、町の全職員による早朝街頭指導。毎月ゼロのつく出勤日に釘野橋付近での街頭指導を行っています。また、町議会議員も夕刻街頭啓発を主要幹線道路で始めました。

▶各地区の商店街にはこんな横断幕も



ちょっと一服の気持ちで交通安全

毎月第2火曜日は女性ドライバーの日。玖珠郡女性ドライバー協議会（吉富芳香会長）では、この日にあわせ交通事故防止を街頭で呼びかけています。

7月8日の夕方は、玖珠町Aコープ付近の交差点で街頭キャンペーンが行われました。玖珠郡で交通量が多い場所、ということでここが選ばれました。今後は、九重町でも展開していくそうです。この日、配布したのがチラシと缶コーラ。缶コーラには「一服するくらいのゆとりを持って運転を」の願いが込められています。ドライバーの反応も良く、用意した150缶が10分ほどでなくなりました。

女性ドライバー協議会は、女性の立場から交通事故防止の活動を行っており、9月20日には、くすまちメルサンホールで大会を開催。映画上映などを行うことになっています（詳細については下記をご覧ください）。

大会について、吉富会長は「女性の交通事故や違反が多いので、安全意識を高めるために計画しました。初めての試みです。700席のメルサンホールを満員にしたいです」と話していました。



ケータイで交通安全



▲発会式に訪れた若者は、メール機能を使ったクイズ大会やコンサートを楽しんでいました。

郡内での交通事故防止や防犯意識の高揚をめざし、YSD（Young Safety Driver）in KUSUが生まれました。

これは、平成4年、郡内の安全運転管理者のいる136事業所の青年層が中心になって結成した「つくしんぼうの会」が装いを新たにスタートしたもので、7月23日に九重文化センターで発会式がありました。

今回、新たに始めたのが「メル友クラブ」。交通安全や防犯に関する情報をあらかじめ登録されたメールアドレスに送るもので、県内では初の試みです。

YSDメル友クラブに関するお問い合わせは
玖珠警察署交通課 YSD事務局（090-5288-0778）まで。

映画で交通安全

玖珠郡女性ドライバー交通安全大会 トーク&シネマ

もちろん男性も入れます。
夫婦・家族連れ歓迎！

とき 9月20日（土）
場所 くすまちメルサンホール
内容 6:00 開会（5:00開場）
6:30 穴井夕子トークショー
7:00 映面上映「阿弥陀堂だより」
入場料 1,000円
お問い合わせ ☎76-2666（穴井）



▲映画「阿弥陀堂だより」チラシ

平成15年町内地区別事故発生状況(累計、現地)

地区別	人身事故		物損 事故	件数 計
	死者	負傷者		
東飯田	0	13	6	36
野上	0	13	9	38
飯田	2	24	12	111
南山田	0	11	8	34
計	2	61	35	219

（平成15年7月末現在）

障害者就職面接会の開催

障害者の就職の促進を図るため、障害者と事業主を対象とした面接会を次のとおり開催します。

参加を希望する障害者や事業主の方は、最寄りのハローワークまでお問い合わせ願います。

日 時 9月17日(水) 午後2時～

場 所 (大分市) 大分東洋ホテル2階二畳の間

問い合わせ ハローワークひた (☎ 0973-22-8609)

大分県奨学会予約奨学生の募集について

平成16年度高等学校等緊急支援奨学生予約奨学生(平成16年4月新1年生)

対 象 中学校3年生で平成16年4月に県内の高等学校・高等専門学校に進学を希望している人のうち、奨学金の貸与を希望する人

募集人員 約90名

募集期間 平成15年9月10日(水)～9月30日(火)

貸与月額 高等学校・高等専門学校同額

国・公立		私 立	
自 宅	自宅外	自 宅	自宅外
18,000円	23,000円	30,000円	35,000円

貸与期間 平成16年4月から在学する学校の正規の標準修業期間

応募資格は大分県に5年以上在住する人の子弟で経済的理由により修学が困難な人となります(詳しい募集要項は各中学校にあります)。

問い合わせ先 (財)大分県奨学会

☎ 097-536-1111 内線5620

第30回部落解放文学賞募集

部 門 識字・記録文学・小説・詩・児童文学・戯曲・評論。それぞれ字数制限があります。お問い合わせください。

締 切 2003年10月31日(当日消印有効)

送り先・問い合わせ先

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12

部落解放同盟中央本部文化対策部・部落解放文学賞実行委員会 ☎ 06-6568-3046

*応募作品は返却しません。

シルバー110番

高齢者や家族が抱えている心配ごと・悩みごとなど、なんでもご相談できます。お気軽にお電話ください。相談は無料。秘密は守ります。

日 時 毎週火～日曜日 8時30分～17時

場 所 大分県高齢者総合相談センター

(大分市明野東3-4-1) ☎ 097-558-7788

災害にあったときの税

地震・火災・風水害などの災害により住宅や家財などに損害を受けられた方には、次のとおり、納期を延ばしたり、税金を軽減したりする方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書は無料で発行しております。詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽におたずねください。

申告などの期限の延長

災害などの理由により、期限までに申告や納付ができないときは、税務署長に期限の延長を申請し、承諾を受けることにより、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲内で期限を延長することができます。

納税の猶予

災害により損害を受けたため税金を納期限までに納めることができない方は、前述の納期限の延長のほかに一定の要件の下で納税の猶予を受けられる場合があります(災害のやんだ日から2ヶ月以内に申請することが必要です)。

所得税の軽減・免除

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、一定要件の下、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除による方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、のいずれか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

日田税務署 ☎ 0973-23-2136

税務相談室別府分室 ☎ 0973-22-3073

消防設備士義務講習会

受験対象者

- ①平成13年度に消防設備士の免状を取得した人(2年目講習)
- ②平成10年度に消防設備士義務講習を受けた人(5年目講習)
- ③法定期限内に消防設備士義務講習を受けていない人

講習年月日

講習月日	講習会場	講習の種類
10月8日(水)	日田中央公民館 (日田市上城内395-1) ☎ 0973-22-6868	警報設備 4類・7類
10月15日(水)	大分県教育会館 (大分市下郡)	消火設備 1類・2類・3類
10月17日(金)	☎ 097-556-6411	避難設備・消火器講習 5類・6類

*4類・7類は別府市・津久見市・大分市会場でも開催されます。開催日についてはお問い合わせください。

受付期間 9月8日～9月30日

*受験申請書は役場総務課消防係にあります。講習手数料は7,000円(果収入証紙)です。

受講申請書提出先および問い合わせ先

大分県消防設備安全協会

大分市長浜町2-12-10 (☎ 097-537-3125)

今月の納税・玖珠九重 農協旧支店収納窓口対応日

納付月

8月

農協旧支店対応日

8月29日(金)・9月1日(月)

対応時間

9:00～15:00

無料パソコン技術講習会

と き 平成15年10月3日(金)～11月10日(月)
10時～16時(土・日・祝を除く25日間)

ところ 大分県日田総合庁舎(日田市城町1)

対象者 就職を希望する女性で原則として全日程出席できる人

講習内容 表計算(エクセル)～最終日の検定試験に合格すれば機能パソコン3級の認定を受けられます。

受講料 無料(ただしテキスト代、検定料等の実費6,400円程度を自己負担)

申し込み方法 9月2日(火)、3日(水)10時30分～12時に日田総合庁舎4階研修室にて受付及び受講者選考のための面接試験と簡単な筆記試験を実施します。

問い合わせ 大分県日田地方振興局労政課 ☎0973-23-2673

日田玖珠地域巡回特別労働相談 (専門家による無料相談)

相談料無料・秘密厳守

と き 平成15年9月17日(水) 13:30～16:30

ところ 大分県日田総合庁舎(日田市城町1)4階東会議室

対象者 中小企業の労働者及び使用者

相談内容 労働問題全般に関すること

相談員 弁護士・社会保険労務士ほか

相談方法 来場による相談(当日、電話での相談にも応じます)
日田中小企業労働相談所(大分県日田地方振興局労政課内)
フリーダイヤル 0120-601540 または ☎0973-23-2673

国民年金保険料は 便利な口座振替をご利用ください

- 国民年金保険料は、指定した口座から自動的に引き落としされますので、納め忘れがなく安心です。
- 申し込み手続きや引き落としには、手数料は一切かかりません。
- 手間と時間が省けますので、忙しい方にはとても便利です。

口座振替の手続きは、最寄りの金融機関(郵便局を含む)に金融機関届出印・通帳・保険料の納付書を持参してお申し込み下さい。



- ・銀行
- ・郵便局
- ・農協
- ・漁協
- ・信用組合
- ・信用金庫
- ・労働金庫

再就職支援の

Re・Be(リ・ビー)ワークセミナー(無料)

日時 9月11日(木)・12日(金) 2日とも12時～15時

場所 大分県日田総合庁舎4階会議室(日田市城町1丁目)

内容 上手な仕事の探し方・再就職を取り巻く法律・制度ほか
定員:20名(託児あり)

申込・問い合わせ (財)21世紀職業財団大分事務所
(☎097-538-7755)

平成15年度クリーニング師試験

試験日時 平成15年10月3日(金)午後1時から

試験場所 大分総合庁舎8階84会議室(大分市府内町3丁目10-1)

試験内容 筆記及び実技

受験資格 お問い合わせください

受験願書の受付期間 8月18日(月)から8月29日(金)まで(土日を除く)8:30～17:00

受験願書の請求先・提出先
住所または就業地を管轄する保健所
県外に居住する人は大分県生活環境部食品安全・衛生課
(〒870-8501 大分市大平町3-1-1)*郵便請求もできます。

受験手数料 7,000円(受験願書提出時に納入)

問い合わせ 日田玖珠保健所総務企画課 ☎0973-23-3133

ひきこもりの無料相談会

9月14日(日) 10:00～17:00
別府ビーコンプラザにて

お問い合わせ 徳弘会(☎092-923-7996)

*徳弘会はひきこもりの宿舎を運営。社会復帰のお手伝いをしています。

55周年を迎えた検察審査会

検察審査会は、本年7月12日に検察審査会法施行55周年を迎えました。検察官が被疑者(犯人と思われる人)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の善し悪しを、国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査する。それが検察審査会制度です。

詳しくは日田検察審査会事務局
(☎0973-23-3145)までお問い合わせください。

平成15年度防衛庁各種学生募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	1次試験期日
防衛大学校学生	高卒(見込)会 21歳未満の人	9月12日～ 10月10日	11月8日・ 9日
看護学生	高卒(見込)会 24歳未満の人	9月12日～ 10月10日	10月19日

詳しくは役場住民課又は自衛隊玖珠連絡所 ☎72-1116 内線371

個人事業税の納税は期限内に

個人事業税第1期分は9月1日(月)が納期限です。納期内におさめましょう。

また個人事業税の納税には、便利な口座振替の制度がご利用になれます。詳しくは県税事務所までお問い合わせください。(個人事業税は前年1年間の事業の所得金額が290万円を超える個人事業者に課税されます)

大分県日田県税事務所 ☎0973-22-4175

今月の 年金相談

日時 8月27日(水)10:00～15:00
場所 九重町役場1階・102会議室

今月の納税

【国民健康保険税】 本算定
【固定資産税】 第2期
納期限9月1日

人権 心の扉

NO.103

「知らなかった人・
見えなかった人」
「もういいかい 骨になっても
まあだよ」

この唄は、もちろん、かくれんぼの替え唄ではありません。かつてハンセン病患者は、「らい予防法」という法律によって家族から引き離され、故郷を捨てさせられ、さらには自分の名前さえも奪われて、苛酷な隔離施設の中でその生涯を終えていきました。この唄は、いまだに差別や偏見によって故郷の墓に帰ることのできないハンセン病元患者の人たちの悲しみを風刺した、同じ元患者である中山秋夫さんがつくった川柳です。

所にある納骨堂には、約2万3千を越える遺骨が大小さまざまの骨壺に納められ、今でも引き取り手のないまま静かに眠っています。

あらためて、この無数に並べ

同和問題を 通して

社会人権・同和教育指導員
高藤 英 利

筋であったことを思えば、この納骨堂の存在はまきれもない「らい予防法」という国の悪法の結果そのものの象徴であることがみえてきます。

故郷の墓に帰ることを拒んでいるのは遺骨ではありません。むしろ、引き取ることができなかった遺族はもとより、それらのすべてを取り巻く差別や偏見や排除といった構造を見抜くことができなかった私（たち）自身であります。

「謂われのない差別や偏見によって、無言のまま命を終えていかなければならなかった私たちの死を、あなたはどのように受け止めてくれますか」

心の耳を澄ましてみると、その「遺骨」から聞こえてくる声なき声は、そのような言葉となつて今も遺言のように語りかけてきます。



＝平成15年8月・9月休日当番＝

病 院	月	日	医療機関名	住 所	電 話
8月	24日	玖珠記念病院	塚 脇	72-1127	
	31日	井上 医院	恵 良	76-2711	
		北山田クリニック	北山田	73-2030	
9月	7日	友成(産婦人科)医院	塚 脇	72-0330	
		武田 医院	森	72-0170	
	14日	小中 病院	塚 脇	72-2167	
		飯田高原診療所	飯 田	79-2138	
	15日	後藤内科医院	昭和町	72-0676	
		矢原 医院	野 上	77-6121	
	21日	高田 病院	春 日	72-2135	
	23日	長内科小児科胃腸科医院	春 日	72-2143	
	麻生消化器科内科医院	山 田	72-7100		

歯 科 医 生	月	日	医療機関名	住 所	電 話
8月	24日	小野 歯科 医院	天瀬町	0973-57-2102	
	31日	高田ビル 歯科 医院	日田市	0973-22-2317	
9月	7日	相良 歯科 医院	塚 脇	72-0214	
	14日	伊藤 歯科 医院	日田市	0973-24-5700	
	15日	はたの 歯科 医院	日田市	0973-22-7736	
	21日	是永 歯科 医院	帆 足	72-1020	
	23日	樋口 歯科 クリニック	日田市	0973-22-8881	

獣 医	月	日	獣医師名	電 話
8月	23日・31日	佐藤 獣 医	77-6448	
9月	13日・20日・27日	山本 獣 医	78-9101	
8月	17日・30日	甲斐 獣 医	76-3324	
9月	7日・15日・23日			
8月	24日	甲斐 獣 医	76-3324	
9月	6日・14日・21日			

ス タ ンド	月	日	店 名	月	日	店 名
8月	24日	竹尾 石油	9月	7日	森 石油	
	31日	自由 営業		14日	自由 営業	
				21日	小幡 石油	

備考 大分県中西部農業共済組合 ☎3409
休日当番の電話番号(携帯)は 090-5721-8191

★都合で変更する場合があります 玖珠消防署：● 救急は119番 ☎72-2141 ● 火災の確認は ☎72-5100

無時記

季節

9月号
「秋」種

10月号

「花野」種

9月25日締切

今月の季節

「日盛り」「清水(泉)」
「秋めく」

日盛りや六十路の力もギブアップ
日盛りに妻は田の草無農薬
日盛りに交通整理のお母さん
日盛りや吾が影踏みで過路かな
屋根替えや枕音響く日の盛り
日盛りにゲートボールの弾く音
日盛りは東の間ですわねと囁く音
バス客の列を作りて清水をふ
清水わく青野の山にこんこんと
岩清水祖母の土産に持ち帰り
草花を素朴に生けて秋めきし
秋めくや夫の業務手帖繰る
秋めくも日差しまだまだ寺参り
朝の窓うすもやこめて秋めきし
珍珠川の瀬に日盛りの日を洗う

「日盛りや六十路の力もギブアップ」力に自信がある六十代も日盛りには勝てぬと断念。「バス客の列を作りて清水をふ」清水のあるバス停の景。「草花を素朴に生けて秋めきし」七草をサラッと生けて小さい秋を。どれも省略の効いた十七音の佳句となっています。

選者 麻生 良昭

このコーナーは町民どなたでも応募できます。ハガキに作品名と住所、氏名、電話番号をお書きのうえ企画調整課広報係までご応募を。

原田 勝子
佐藤 元八
穴井久美子
的場 律枝
佐藤 節代
小野ミツノ
田浦登志枝
清竹 勇藏
岩尾 奈加
佐藤 修正
藤澤 節子
井上 マキ
赤峰 幸子
玉井多喜子

添削がありますのでご了承ください。 広報

このえ 時間旅行

ふるさと再発見 110

大蛇の道

文化財調査員 佐藤 元 則



湯布院町 (川西の野稲岳)

と九重町(野上寺床)の郡境に、「蛇越」という地名があります。むかしむかし、この峠を大蛇が越したという民話が残っています。九州横断道を、水分より飯田に向かい6kmほど進むと湯布院盆地を一望できる展望所があり、そこに次のような蛇越伝説の説明文が立てられています。

昔、むかし、立石の池のそばに立石坊という若い僧が庵を建て修行していました。そして、この庵に美しい娘

が来て、立石坊と夫婦になりました。ある日、この娘は大蛇の化身であることがわかり、一陣の風を呼び草を巻き立ててもと住んでいた山下の池に遠っていきました。

これを見た立石坊は、身体が硬直しそのまま石となりました。今もその地に立石岩があります。

大蛇が越えたのがこの地、蛇越峠といわれています。山下の池には、大蛇を祀っている竜神様(雨乞いの神)があります。

この伝説に似た話が九重町にも残っています。私も記憶は薄いのですが、飯田に赤池という池があり、長い干ばつにより池が干しあがり、そこに住んでいた大蛇が立石山のふもとを越して山下の池へ移り住んだ、とのこと。

この大蛇も今は山下の池で静かに暮らしているようですが、現代平成の世になれば、蛇越一帯は大きく変貌し、大蛇でなく、今度は龍が住み着きました。この龍の大きいことと云つたら14haの頭を持ち、

胴は1・5m、長さ3kmにも及び頭からは轟音とともに白煙を天高く巻き上げ、うねうねと曲がった白銀の胴が立石山へと昇る姿は、現代平成の龍です。

出光大分地熱(株)元社員の白木正四郎氏出版『龍の塔』に、「朝霧の中に立ち上がる白煙はまさに龍のように」とあります。

山下の池の大蛇が、この龍を見たなら……。ちなみにこの龍、湯布院町と庄内町の一部の生活を補っているとか。

蛇越伝説の説明板▶



現代の龍
出光大分地熱
湯上事業所

人の動き

弔慰 お悔やみ申し上げます

おめでとうございます 出生

おなまえ	年齢	行政区
甲斐 進	70	荻 約 上
川嶋 祥市	49	無 田 上
小田 利夫	85	中 村 中 一
井野 シゲヲ	89	湯 坪 下
田邊 力男	73	鹿 伏
梅木 ミ子	93	引 治 二
麻生 正人	85	奥 野 三
原 シヅコ	75	中 須
安達 ミネ子	65	竜 門

7月1日～7月31日届出分
(敬称略)

人口と世帯

人口 11,881 人 (- 9)
 男 5,681 人 (- 1)
 女 6,200 人 (- 8)
 世帯 3,891 (+ 4)
 () は前月との増減

おなまえ	性別	保護者	行政区
日野 開斗	男	秀志	桐 木 一
伊東 紀杏	女	伸	九 重 山
熊谷 瑞奈	女	勲浩	湯 坪 下
日野 雄斗	男	隆一郎	中 央 三
森 郁威士	男	和博	後 野 上

親子で「フィッシング&ウォッチング」

と き 9月13日(土)～14日(日)
 と ころ 大分県立香々池少年自然の家
 内 容 魚釣り・バードウォッチング他
 参加費 2,300円
 申 込 ☎0978-54-2096 まで

前売り券 発売中!

ミュージカル 星生山の星太郎

総出演39名。
 迫力のステージ!
 10月5日(日)午後1:30より
 (開場:午後1:00)
 大分県立総合文化センター・グランシアタにて
 入場料/一般1,500円・中学生以下500円
 お問い合わせは九重文化センター
 (☎76-3888) まで。

観光インフォメーション

来ちよくれ 見ちよくれ

九重九瀬無料入湯の日(9月9日)
 ポスターを貼っている施設で
 無料入湯できます
 (時間帯注意)

九重町観光協会(役場西工観光課内)
 ☎0973-8666 FAX0973-2247
 九重心も木と館観光案内所
 ☎0973-5100 FAX0973-5111
 くじゆら館田原原観光案内所
 ☎0973-2386 FAX0973-2386

中秋の明月を觀賞
 (9月11日)
 新湯温泉観音堂

町長と語る ふれあいタイム

9月13日 (第2土曜日)

9月27日 (第4土曜日)

9月のお知らせ

午前10時から午後4時まで。
 九重町役場で行います。
 お気軽においでください。

おおいた子どもフェスティバル

日にち 9月6日(土)、7日(日)
 会 場 ハーモニーランド(日出町)
 内 容 クイズ大会・フィールドラリーほか
 入場料 大人・子ども一律200円(県内に在住して
 いることを証明できるものを持参して
 ください)。3歳以下は無料。
 問い合わせ先 大分県福祉保健部子育て支援課
 ☎097-536-1111 内線2711・2712 担当:久々宮

編集後記

広報を作る上で、いつも苦労するのが、表紙とこの編集後記。このあいだ、ファストフードの店での光景に出会いました。若い母親がハンバーガーをほおばる5歳くらいの娘に食についての話をしています。耳を澄ましてみることに、高くても国内産の農産物を買うことの大切さなどを教えている様子。●スローフード、すっかりおなじみになりました。この運動は、食育(食の教育)のほかには伝統食を守るなどの活動を言います。スローフードはファストフードそのものを否定するものではありません。人間同士・人間と自然といった関係性が崩れ、どこでも同じ味が流通し、画一化する世界に対してノーマリと言っているのです。この関係性を修復しようというのが、スローフード運動の本旨です。先述の母親はファストフードの中でスローフードについて教えること、一方をただ否定するのではなく、お互いを尊重しながら変えていこう、そんな姿勢がいいなあ、と思いました。●今月はタウンミーティングに多くの紙面を割きました。多様な意見をそのままに採録しましたが、6ページに書いてあるとおり、玖珠町との間に新たな意見の相違が、「市になると住所の表示が都市的イメージに変わります」という玖珠町の見解があります。そうかもしれません。他に町市になるメリットはありません。しかし、都市的イメージがすべて良い方向には思われない。たごをなく、同じ様・画一化されたマチになりそう、淋しい気もします。今月の表紙の風景の中に、あんなに多様な顔が、生活者どうし、合併を考慮していくうえで、とても大事なことです。